札幌市附属機関設置条例

(趣旨)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項及び地方公営企業法(昭和27年法律第 292号)第14条の規定に基づく本市の附属機関の設置等については、法令又は他の条例に定めるもの のほか、この条例の定めるところによる。

(附属機関の設置)

- 第2条 本市の執行機関等(執行機関及び地方公営企業管理者をいう。以下同じ。)は、別表1の執行機 関等の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の附属機関の欄に掲げる附属機関を設置するほか、担任 する事務に応じ、それぞれ別表2の附属機関の欄に掲げる類型の附属機関を設置する。
- 2 前項の規定により設置する附属機関のほか、特定の行政課題を調査し、又は審議するため、緊急又は臨時の必要がある場合には、執行機関等は、その規則又は管理規程で定めるところにより、臨時の附 属機関(設置期間が1年以内のものに限る。以下「臨時的附属機関」という。)を設置することができる。 (所掌事務)
- 第3条 附属機関(臨時的附属機関を除く。以下第6条までにおいて同じ。)の所掌事務は、それぞれ別表 1又は別表2の所掌事務の欄に掲げるとおりとする。 (組織)
- 第4条 附属機関を組織する委員その他の構成員(以下「委員等」という。)の定数は、それぞれ別表1又 は別表2の定数の欄に掲げるとおりとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、特別の事項を調査し、又は審議させるため必要があると認めるときは、附 属機関に臨時の委員等(以下「臨時委員等」という。)を置くことができる。
- 3 前2項の委員等は、学識経験のある者その他それぞれの附属機関の所掌事務に応じて執行機関等が 適当と認める者のうちから、当該執行機関等が委嘱し、又は任命する。 (任期)
- 第5条 附属機関の委員等(臨時委員等を除く。以下この項及び次項において同じ。)の任期は、それぞれ 別表1又は別表2の任期の欄に掲げるとおりとする。ただし、委員等が欠けた場合における補欠の委員 等の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員等は、再任されることができる。
- 3 臨時委員等は、その者の委嘱又は任命に係る特別な事項に関する調査審議が終了したときは、当該 委嘱又は任命を解かれたものとみなす。 (部会等)
- 第6条 附属機関は、特定又は専門の事項について調査し、又は審議させるため必要があると認めるとき は、部会その他これに類する組織(以下「部会等」という。)を置くことができる。
- 2 附属機関は、その定めるところにより、部会等の決議をもって附属機関の決議とすることができる。
- 第7条 この条例に定めるもののほか、本市の附属機関の組織及び運営その他附属機関に関し必要な事 項は、当該附属機関の属する執行機関等が定める。

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に別表1又は別表2に掲げる附属機関に相当する合議体(以下「従前の合議 体」という。)の委員等である者は、この条例の施行の日に、第4条第3項の規定により当該別表1又は 別表2に掲げる附属機関の委員として委嘱され、又は任命されたものとみなす。この場合において、当該 委嘱又は任命されたものとみなされる委員等の任期は、第5条第1項の規定にかかわらず、同日におけ る従前の合議体の委員等としての任期の残任期間と同一の期間とする。 (札幌市情報公開条例の一部改正)
- 3 札幌市情報公開条例(平成11年条例第41号)の一部を次のように改正する。 (次のよう略)

(札幌市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

4 札幌市特別職の職員の給与に関する条例(昭和26年条例第28号)の一部を次のように改正する。 (次のよう略)

附 則(平成26年条例第60号)

この条例は、平成27年1月1日から施行する。

附 則(平成27年条例第31号)

この条例は、平成27年10月1日から施行する。

附 則(平成30年条例第14号)

- この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 札幌市附属機関設置条例第4条第3項の規定による札幌市新型インフルエンザ等対策有識者会議の 委員の委嘱のために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

附 則(平成30年条例第47号)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。 札幌市附属機関設置条例第4条第3項の規定による札幌市地域福祉社会計画審議会の委員の委嘱 のために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

附 則(令和4年条例第30号抄)

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。(後略)

(札幌市附属機関設置条例の一部改正)

第2条 札幌市附属機関設置条例(平成26年条例第43号)の一部を次のように改正する。 (次のよう略)

(札幌市附属機関設置条例の一部改正に伴う経過措置)

第3条 この条例の施行の際現に前条の規定による改正前の札幌市附属機関設置条例別表1に規定す る市民動物園会議(以下「旧市民動物園会議」という。)の委員である者は、この条例の施行の日に、第 23条第5項の規定により市民動物園会議の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、当 該委嘱されたものとみなされる委員の任期は、同条第6項の規定にかかわらず、同日における旧市民動 物園会議の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

附 則(令和6年条例第26号)

- 1 この条例は、令和6年9月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。 2 札幌市附属機関設置条例第4条第3項の規定による札幌市医療体制審議会の委員の委嘱のために必 要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

附 則(令和7年条例第14号)

- この条例は、令和7年6月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 札幌市附属機関設置条例第4条第3項の規定による札幌市雪対策審議会の委員の委嘱のために必要 な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

別ま1(筆2冬関係)

別表1(第2条関係)				
執行機関等	附属機関	所掌事務	定数	任期
市長	札幌市行政評価 委員会	本市の事業及び施策に関する評価、本市の行政活動のうち特定の分野に関する評価並びに本市の行政活動について特定の観点からの評価を行うための審議並びに本市の行政評価制度についての審議に関すること。	8人以内	2年
	札幌市コンプライ アンス委員会	本市における法令等遵守体制の 確立及び職員の公正な職務の遂 行の確保に関する重要な事項につ いての調査及び審議に関するこ と。	5人以内	2年
	札幌市アイヌ施 策推進委員会	本市におけるアイヌ施策の実施状況、アイヌ施策の見直し及び新たなアイヌ施策についての審議に関すること。	10人以内	3年
	札幌市雪対策審 議会	本市における雪対策についての審 議に関すること。	12人以内	2年
	札幌市乗合バス 路線維持審査会	市内バス路線の維持の必要性に ついての審査、市内バス路線の維 持に係る補助金の交付申請に対 する審査及び市内バス路線のうち 特定の運行系統の収支改善につ いての審議に関すること。	5人以内	2年
	札幌市入札·契 約等審議委員会	工事その他の本市が行う調達に関する入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性並びに本市に おける政府調達に関する協定の対象となる調達に係る苦情についての審議に関すること。	5人以内	2年
	札幌市地域福祉 社会計画審議会	社会福祉法(昭和26年法律第45 号)第107条第1項に規定する地域 福祉計画並びに成年後見制度の 利用の促進に関する法律(平成28 年法律第29号)第14条第1項に規 定する成年後見制度の利用の促 進に関する施策についての基本的 な計画及び同条第2項に規定する 成年後見制度の利用の促進に関 する基本的な事項についての調査 及び審議に関すること。	25人以内	3年

	札幌市老人ホー ム入所判定委員 会	老人福祉法(昭和38年法律第133 号)第11条第1項第1号又は第2号 の規定に基づく老人ホームへの入 所措置の要否についての審査に関 すること。	6人以内	2年
	札幌市福祉有償 運送運営協議会	道路運送法施行規則(昭和26年運輸省令第75号)第49条第3号に規定する福祉有償運送についての調査及び審議に関すること。	12人以内	2年
	札幌市医療体制 審議会	本市における医療体制についての 審議に関すること。	15人以内	2年
	札幌市健康づくり 推進協議会	健康増進法(平成14年法律第103 号)第8条第2項に規定する健康増 進計画その他本市の健康づくりに 関する施策についての審議に関す ること。	40人以内	2年
	札幌市医療安全 推進協議会	医療法(昭和23年法律第205号)第6条の13第1項に規定する医療安全支援センターの運営方針及び地域、医療機関等における医療の安全の推進についての審議に関すること。	12人以内	2年
	札幌市予防接種 健康被害調査委 員会	本市が実施する予防接種による健康被害その他本市が実施する予防接種に関する必要な事項についての医学的な見地からの調査に関すること。	10人以内	2年
	札幌市エイズ対 策推進協議会	本市におけるエイズの感染の予防 及びまん延の防止についての審議 に関すること。	20人以内	2年
	札幌市新型イン フルエンザ等対 策有識者会議	本市における新型インフルエンザ 等の感染の予防及びまん延の防 止についての審議に関すること。	10人以内	2年
	札幌市衛生研究 所倫理審査委員 会	衛生研究所が実施する疫学研究 その他の医学研究についての倫理 的及び科学的な観点からの審議に 関すること。	5人以内	2年
	札幌市大規模小 売店舗の立地に 係る生活環境影 響評価専門家会 議	大規模小売店舗立地法(平成10年 法律第91号)第2条第2項に規定 する大規模小売店舗の周辺地域 の生活環境の保持についての審 議に関すること。	8人以内	2年
	札幌市公共事業 評価検討委員会	本市における公共事業(国からの 補助金又は交付金の交付の対象 となるものに限る。)について、その 効率性及びその実施過程の透明 性の一層の向上を図る観点から再 評価を実施するものに係る対応方 針についての審議に関すること。	6人以内	2年
	札幌市住まいの 協議会	本市における住宅施策についての   審議に関すること。	12人以内	2年
	札幌市救急業務 検討委員会	本市における救急業務に係る施策 についての審議に関すること。	30人以内	2年
教育委員会	札幌市学校給食 運営委員会	本市の学校給食の運営に関する 必要な事項についての審議に関す ること。	15人以内	1年
	札幌市学校結核 対策委員会	市立学校において実施する結核対 策についての審議に関すること。	20人以内	3年
	札幌市児童等に 関する重大事態 調査検討委員会	市立学校に在籍する幼児、児童又は生徒について、いじめその他の 理由により、その生命、心身又は 財産に重大な被害が生じた疑いが	10人以内	2年

札幌市幼児アセスメント委員会   私立幼稚園における特別な教育的支援を必要とする幼児に係る支援の内容、支援の必要性及び支援計画の作成に係る助言についての審議に関すること。			ある事態及び相当 市立学校を欠席す されている疑いがも 調査及び審議並び の防止対策につい ること。	ることを余儀なく ある事態に係る にこれらの事態		
整備事業評価委員会 業(国からの補助金の交付の対象となる事業に限る。)について、その効率的な執行及びその実施過程の透明性の一層の向上を図る観点からの評価を行うための審議に関すること。 市立札幌病院倫理委員会 市立札幌病院が実施する医学研究及び医療行為についての倫理的及び科学的な観点からの審議に関すること。 市立札幌病院臨床研究審査委員会 市立札幌病院が実施する治験並びに医薬品及び医療機器を使用する臨床研究及び調査についての倫理的、科学的及び医学的な観点からの審議に関すること。 ー部改正[平成26年条例60号・27年31号・30年14号・47号・令和4年30号・6年26号・7年14号]別表2(第2条関係)			支援を必要とするの の内容、支援の必 画の作成に係る助	か児に係る支援 要性及び支援計	25人以内	2年
理委員会 究及び医療行為についての倫理的 及び科学的な観点からの審議に関すること。 市立札幌病院臨 床研究審査委員 会 市立札幌病院が実施する治験並 びに医薬品及び医療機器を使用する臨床研究及び調査についての倫理的、科学的及び医学的な観点からの審議に関すること。 ー部改正[平成26年条例60号・27年31号・30年14号・47号・令和4年30号・6年26号・7年14号] 別表2(第2条関係)	水道事業管理者	整備事業評価委	業(国からの補助金となる事業に限る。 の効率的な執行及 程の透明性の一層 観点からの評価を	きの交付の対象 )について、そ びその実施過 の向上を図る	5人以内	2年
床研究審査委員 びに医薬品及び医療機器を使用す 会 る臨床研究及び調査についての倫理的、科学的及び医学的な観点からの審議に関すること。 -部改正[平成26年条例60号・27年31号・30年14号・47号・令和4年30号・6年26号・7年14号] 別表2(第2条関係)	病院事業管理者		究及び医療行為に 及び科学的な観点	ついての倫理的	12人以内	2年
別表2(第2条関係)		床研究審査委員	びに医薬品及び医 る臨床研究及び調 理的、科学的及び[	療機器を使用す 査についての倫 医学的な観点か	20人以内	1年
1 <del>2</del> 2 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	別表2(第2条関係)					

番号	附属機関	所掌事務	定数	任期
<u></u>	門属機関 受託者の選 定に係る委 員会	本市が発注する業務等に係る受託 者の選定及びこれに伴う事務についての審査又は審議に関すること。	た数 それぞれの委 員会ごとに15 人以内	委嘱され、又は任命された日から受託者が 選定される日又はこれに伴う事務が終了する日まで
2	本市財産の 使用者等の 選定に係る 委員会	本市の財産、権利等を使用させ、 又は譲渡する相手方の選定及びこ れに伴う事務についての審査又は 審議に関すること。	それぞれの委 員会ごとに15 人以内	委嘱され、又は任命された日から相手方が 選定される日又はこれに伴う事務が終了 する日まで
3	補助金、助 成金等者の 付対象 程定係る 委員会	本市が実施する補助金、助成金等の交付対象者の選定及びこれに 伴う事務についての審査又は審議 に関すること。	それぞれの委 員会ごとに15 人以内	委嘱され、又は任命された日から交付対象者が選定される日又はこれに伴う事務が終了する日まで
4	適格者、適 任者等の選 考に係る委 員会	本市の各分野における功労者の 選考その他の功績、実績、適性、 能力、経験等を踏まえた適格者、 適任者等の選考(1の項から3の 項までに規定する選定に係るもの を除く。)及びこれに伴う事務につ いての審査又は審議に関するこ と。	それぞれの委 員会ごとに15 人以内	委嘱され、又は任命された日から適格者、 適任者等が選考される日又はこれに伴う事務が終了する日まで
5	作品、実演 等の選考に 係る委員会	作品、実演等の選考(1の項から3 の項までに規定する選定に係るも のを除く。)及びこれに伴う事務に ついての審査又は審議に関するこ と。	それぞれの委 員会ごとに15 人以内	委嘱され、又は任命された日から作品、実 演等が選考される日 又はこれに伴う事務 が終了する日まで